

大口町告示第 27 号

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 28 条に基づく一部負担金の徴収について、大口町予防接種一部負担金徴収要綱第 3 条の規定により次のとおり定めるものとする。

平成 30 年 3 月 26 日

大口町長 鈴木雅博

対象となる予防接種	一部負担金の額
高齢者肺炎球菌予防接種	2,000 円